

## 陸上競技に関する注意事項

### 1 競技規則について

本大会は、「日本陸上競技連盟競技規則」並びに「全国障害者スポーツ大会競技規則」、「第 17 回全国障害者スポーツ大会陸上競技実施要領」、「本注意事項」により実施します。

### 2 ウォームアップについて

- (1) 競技に出場する前に、各自(各選手団)の責任でウォームアップを行ってください。
- (2) ウォームアップは、ウォームアップ場(補助競技場)で行ってください。
- (3) 危険防止のため、トラック内での逆走、フィールド内での体操などは絶対に行わないでください。
- (4) 砲丸投の練習は、補助競技場内砲丸投専用ピット。ビーンバッグ投の練習は、指定されたフィールド内で行ってください。
- (5) ソフトボール投、ジャベリックスローの練習は球技場で行ってください。

<メインスタジアム：練習場所一覧(公式練習日)>

第 1・第 2 レーン	車いす
第 3・第 6 レーン	カラーコーン
第 4・第 5 レーン	その他競走競技・リレー
第 7・第 8 レーン(ホームストレート側)	スタート
第 7・第 8 レーン(バックストレート側)	視覚障害者スタート
フィールド内(第 1・第 2 コーナー側)	走高跳
A・Bピット	立幅跳
C・Dピット	走幅跳
フィールド内(第 3・第 4 コーナー側)	スラローム
砲丸投専用ピット	砲丸投
フィールド内(第 1・第 2 コーナー側)	ビーンバッグ投
球技場	ソフトボール投・ジャベリックスロー

<補助競技場：練習場所一覧(競技日)>

第 1・第 2 レーン	車いす
第 3・第 6 レーン	カラーコーン
第 4・第 5 レーン(ホームストレート側)	スタート
第 4・第 5 レーン	その他競走競技・リレー
第 7・第 8 レーン(ホームストレート側)	視覚障害者スタート
フィールド内(第 1・第 2 コーナー側)	走高跳
専用ピット	立幅跳・走幅跳
補助競技場内専用コース	スラローム
トラック外・フィールド内芝生	ランニング
補助競技場内砲丸投専用ピット	砲丸投
フィールド内	ビーンバッグ投
球技場	ソフトボール投・ジャベリックスロー

※公式練習日(メインスタジアム)と競技日(補助競技場)では、練習場所が異なります。  
 ※時間帯によって車いすコースを広げる場合があるので、係員の指示に従ってください。

### 3 招集について

- (1) 招集は、競技開始時刻の40分前に開始し、30分前に完了します。競技者招集所の場所は、第3ゲート付近に設けます。(会場図参照のこと)
- (2) 招集開始時間に、必ず競技者招集所でチェックを受け、競走競技に出場する競技者は腰ナンバーカード(2枚)を受け取り、腰部左右のやや後方に貼り付けてください。車いすで出場する選手は(100m走以上に出場する競技者)ヘルメットの左右または両肩部等の見やすいところに貼り付けてください。
- (3) 競技者招集所では、競技役員から、競技No、種目、レーン、試技順、選手番号、選手名、選手団体名等を確認します。
- (4) チェックを受けなかったり、時間に遅れたりすると棄権とみなされ、競技に出場することができません。
- (5) 招集後、誘導を担当する競技補助員により誘導され、競技となります。競技補助員は、トラック競技では競技地点に誘導後、フィニッシュライン側に移動し競技者を迎え競技者解散所まで同行します。また、フィールド競技では競技終了まで競技地点で待機し、競技終了後、競技者解散所まで競技者に同行します。

### 4 車いす検査について

- (1) 検査時間は、競技開始前の60分前から30分前までとします。車いす検査所は、**第3ゲート付近**(会場図参照のこと)に設けます。
- (2) 車いすを使用して競技に出場する競技者は、競技に出場する度に車いすの検査を受けなければなりません。検査に合格しないと競技に出場できません。検査に合格した場合は、車いすに所定のシールを貼ります。
- (3) 不合格になった場合でも、修理等を行い、招集完了時刻までに検査に合格すれば、競技に出場できます。
- (4) 50m走に車いすで出場するすべての競技者は、日常生活用の車いすを使用することとします。800m以上に出場する選手は競技用車いすを使用すること。電動車いすを使用する場合はJIS T9203(電動車椅子工業規格)に定めたものとします。

### 5 競技用靴

- (1) 競技用靴については、スパイクシューズの使用を認めます。
- (2) 競技場は全天候型対応舗装になっています。
- (3) スパイクシューズのピンの数は11本以内で、長さは、9mm以下(走高跳、ソフトボール投及びジャベリックスローでは12mm以下)とします。また、スパイクの先端近くで、少なくとも長さの半分は4mm四方の寸法に適合するように作られていなければなりません。

### 6 衣服等の商標について

衣服等の広告に関する規定については日本陸上競技連盟「競技会における広告及び展示物に関する規定」に従い違反に対しては、主催者においてテープ・シール等で隠す等の処置をします。介助者・伴走者についても競技者と同様の扱いとします。

### 7 不正出発・競技制限時間について

- (1) トラック種目での不正出発をした競技者は全て失格となりますのでご注意

ください。スタート前のコールはイングリッシュコールを使用します。オンユアマークス(位置について)セット(用意)の掛け声で行います。

- (2) 陸上競技の競走競技については、下記の種目ごとに定める時間を経過した時点で、競技を中止するものとし、当該時間内にフィニッシュできなかった選手は失格となりますのでご注意ください。

＜陸上競技競走競技 競技時間一覧＞

種目	時間(分)
50m	6
100m	6
200m	8
400m	8
800m	14
1500m	18
スラローム	8
4×100mリレー	8

8 投てき種目の競技方法について

砲丸投はローテーションで行い、ジャベリックスロー、ソフトボール投は3回連続して行います。ただし、車いす使用者は、種目に関わらず3回連続して行います。なお、1回の試技時間は、競技役員から投てき用具を手渡された後、1分間とします。

※車いす使用者以外の競技者についても、競技運営の関係上、3回連続して投げる場合があります。

9 介助者、伴走者について

競技場内に入場する際は、必ず介助許可証(介助ビブス)、伴走許可証(伴走ビブス)を着用してください。

(1) 介助許可証(介助ビブス)

- ① 介助許可証は、出場する種目ごとに介助許可証交付所で交付を受け、競技終了後、必ず選手解散所で返却してください。(出場するごとに配布、回収を行います。)
- ② 介助許可証交付所で、招集時(競技開始時刻60分前から30分前)に介助許可証を交付します。
- ③ 当日介助者の同伴が急遽必要となった場合は、介助許可証交付所で交付申請を行い、実施本部の許可を受けたうえで、介助許可証を受け取ってください。
- ④ 介助許可証交付所は、補助競技場付近(会場図参照のこと)に設置していません。

(2) 伴走許可証(伴走ビブス)について

伴走許可証は、事前に申し込みのあった選手のみ、伴走許可証交付所(会場図参照のこと)で招集完了時刻(競技開始時刻の60分前から30分前)まで交付します。伴走許可証は、競技終了後、必ず競技者解散所で返却してください。(出場する種目ごとに配布、回収を行います。)

(3) 介助者、伴走者の同伴について

介助者及び伴走者は、競技者の介助、伴走を目的として同伴が認められています。競技者に対して競技上有利となるような助言等はできません。助言等は、

「助力」と見なされ、競技役員から注意・警告を受け聞き入れない場合は競技者が失格となりますので注意してください(介助者が競技の伴走をした場合も助力と見なされます)。

(4) 電子機器等の持ち込みについて

介助者及び伴走者は、カメラ・ビデオ・携帯電話もしくは類似の機器等を競技区域内で所持または使用することはできません。また、競技に関係のない物についても持ち込むことはできません。

10 リレーオーダー用紙について

- (1) リレー種目に出場するチームは、招集開始予定時刻の 60 分前までに、オーダー用紙 2 枚(同じもの)に記入し、T I C テント内の係員に提出してください。リレーチームの編成メンバーは、その競技会のリレーまたは他の種目に申し込んでいる競技者で障害区分が該当する競技者(2 名以内)であれば出場することができます。リレーオーダー用紙は、T I C テントでも配布します。

出場するメンバーのうち少なくとも 2 人はリレーに申し込んだ競技者でなければならない。2 人以内に限り、他の競技者と交代することができる。

※日本陸上競技連盟競技規則第 170 条 10

- (2) リレーに出場するチームの競技者は、原則、同一のユニフォームを着用することとしておりますが、同一ユニフォームを揃えることが難しい場合はこの限りではありません。

11 棄権届について

申込後、棄権(欠席)する場合は、必ず、所属団体を通じて棄権届 1 部を提出してください。その後、棄権となった場合は、速やかに、棄権届 1 部を T I C テント内の係員に提出してください。棄権届の用紙は、T I C テントでも配布します。

12 抗議について

抗議については、大型スクリーンでの記録発表後 30 分以内に競技者自身又は代理人が、日本陸上競技連盟競技規則に準じ、競技本部(抗議担当総務員)まで申し出てください。なお、組合せ及び障害区分に関わる抗議については、一切受け付けません。

※全国障害者スポーツ大会開催基準要綱 7. 実施競技(6)